

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	財務部		契約検査課
報告書ページ	45ページ (4)①		区分	○	指摘
					意見
指摘等の内容	<p>① 事務取扱要領について 改修工事に関して指名競争入札を実施した際に最低制限価格を設定していないが、福島市最低制限価格事務取扱要領の取扱と相違しているため、早期に解消すべきである。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>福島市最低制限価格事務取扱要領第2条(4)「最低制限価格の適用が不適切と認められるとき。」の規定に基づき、設計額が少額のものについては、設定しておりませんでした。 令和4年度入札執行分より金額にかかわらず、福島市最低制限価格事務取扱要領のとおり設定しております。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部		ごみ減量推進課
報告書ページ	47ページ (4)③	区分	○	指摘	
				意見	
指摘等の内容	<p>③八幡公共便所の必要性について</p> <p>八幡公共便所は建設後50年以上経過しており、老朽化も著しく利用頻度が低いと考えられるため、維持管理コストを勘案すると経済性や有効性の観点から問題があり早期に廃止を検討すべきである。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>八幡の公共便所は、昨年度から廃止に向けて地元協議等を行い、令和4年10月に廃止することといたしました。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式3

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の事務処理が適当であると判断したもの)

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	ごみ減量推進課
報告書ページ	47ページ (4)④		区分	意見
意見の内容	<p>④湯沢公共便所の必要性について</p> <p>湯沢公共便所は、設置から25年以上経過しており、老朽化が進んでいること、近隣に比較的新しいトイレ設備があることから、建設当初の目的に見合った成果は低下しており、経済性や有効性の観点から課題があるため、今後の利活用を検討すべきと考える。(要約)</p>			
検討内容	<p>湯沢公共便所は、隣接する公衆浴場の鯖湖湯と一体で整備された施設で、令和4年10月に廃止する八幡公共便所の集約化施設と位置付けていることから、当面は維持する考えであります。</p>			

- (1) 意見の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 検討内容の欄は、改善策について検討したものの、現行の事務処理が適当であると判断した理由、見解等を記載すること。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	ごみ減量推進課
報告書ページ	48ページ (4)⑤	区分		指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>⑤福島駅前公共便所における消耗品の管理について</p> <p>福島駅前公共便所について、トイレトパーの管理については委託業者の裁量に任せているが、紛失の危険性もあるため管理の向上を検討されたい。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>トイレトパーの管理については、より適正に管理するために受払簿を作成するように次年度より、仕様書を変更いたします。また、盗難防止のためトイレトパー脇にスタンプにより「福島市」と明記するように改善いたしました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部		ごみ減量推進課
報告書ページ	51ページ (4)①		区 分		指摘
				○	意見
指摘等の内容	<p>① アンケートの実施について</p> <p>アンケート調査は、現行実施している助成金の効果測定ができるため、継続的な実施が望まれる。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>アンケートの実施については、定期的な実施時期を定めておらず、平成29年度以降実施しておりませんでした。令和4年1月に令和3年4月から8月までの間に助成を受けた100名を対象にアンケートを実施しました。今後は3年間隔を目安に定期的な調査を実施し、その結果を事業の参考としてまいります。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	ごみ減量推進課
報告書ページ	51ページ (4)②	区分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>②申請書の捨印について</p> <p>補助金等交付申請書の捨印は、担当者が押印の意味を理解し、申請者に説明できるようにしておく必要がある。</p>			
講じた措置の内容	<p>現在も窓口において捨印の意味を申請者に説明しており、受付を担当する当課及び各支所において受付事務マニュアルをもとに共通認識を持ち対応しております。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式3

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の事務処理が適当であると判断したもの)

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	ごみ減量推進課
報告書ページ	55ページ (4)①		区分	意見
意見の内容	<p>① 契約形態について</p> <p>契約形態が契約当初より各協業組合との特命随意契約が前提となってしまうっており、業務の客観性、競争性が確保されていない状況が長期間続いている。(要約)</p>			
検討内容	<p>本業務の委託にあたっては、廃棄物処理法施行令第4条に規定する基準において、受託者の能力要件等に加え、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」とされている等、環境保全の重要性及び一般廃棄物の公共性を鑑み、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視すべきものであることが国からも示されています。</p> <p>そのため、本業務は競争性が必要な性質のものではなく、生活環境保全のための確実な業務の履行を重視すべきものであるため、現行の契約形態を継続するものとしたします。</p>			

- (1) 意見の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 検討内容の欄は、改善策について検討したものの、現行の事務処理が適当であると判断した理由、見解等を記載すること。

様式3

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の事務処理が適当であると判断したもの)

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	ごみ減量推進課
報告書ページ	57ページ (4)③		区分	意見
意見の内容	<p>③入札結果について</p> <p>過去5年間の落札率98%以上は、特命随意契約が長期間継続していることの弊害と考えられるため、このような状況を改善していくことが望ましい。(要約)</p>			
検討内容	<p>本業務の委託にあたっては、廃棄物処理法施行令第4条に規定する基準において、受託者の能力要件等に加え、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」とされている等、環境保全の重要性及び一般廃棄物の公共性を鑑み、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視すべきものであることが国からも示されています。</p> <p>そのため、本業務は競争性が必要な性質のものではなく、生活環境保全のための確実な業務の履行を重視すべきものであるため、現行の契約形態を継続するものとします。</p>			

- (1) 意見の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 検討内容の欄は、改善策について検討したものの、現行の事務処理が適当であると判断した理由、見解等を記載すること。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	ごみ減量推進課
報告書ページ	58ページ (4)④	区分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>④決裁文書（一般発議書）の記載事項の欠如について</p> <p>決裁文書（一般発議書）において、決裁年月日、決裁分類記号、保存年限が記載されていない。これら以外にも発議書には空欄が散見されるため、文書事務の経過を明らかにするために相応の記載が必要である。（要約）</p>			
講じた措置の内容	<p>決裁文書の記載事項の欠如については、福島市文書取扱規程により記載事項が定められているものの、当該規程の運用が遵守されておらずでした。記載漏れがあった箇所は改善するとともに、令和4年度からは文書管理システムの運用を開始し、システム上での手続きにおいて決裁文書において記載事項が入力される仕組みとしております。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	ごみ減量推進課
報告書ページ	59ページ(4)⑤	区分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>⑤委託料の積算及び見直しについて</p> <p>委託料の積算は過去から継続してきた算定方法に基づいているが、その算定方法を採用した根拠又は理由の引継が行われていない。経済性及び効率性追求のため、算定方法の根拠又は理由に変化が生じた場合は見直しが必要である。</p>			
講じた措置の内容	<p>廃棄物処理法施行令第4条に基づく民間業者への委託基準に「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。」としていることから、過度の経済性を求めるような競争はできないと解されます。</p> <p>また、環境省通知においても、「市町村が自ら処理を行う場合はもとより、他社に委託して行わせる場合でも、その行為の責任は引き続き市町村が有するものである。」とされ、生活環境の保全上、廃棄物の適正な処理の確保は市町村の極めて重い責任とされております。</p> <p>したがって、経済性及び効率性のみを追求し、算定方法を見直すことでは環境保全の維持を確保することができず、行政としての責任を果たすことはできないと考えます。</p> <p>しかし、ご指摘のように現在の算定方法を採用した根拠又は理由の引継が行われていなかったため、改めて算定方法の確認を行いました。その結果、現時点では算定方法が実態と乖離しているという状況が無いことを確認しました。今後は算定方法の根拠等の引継を行っていくとともに、算定方法の根拠又は理由に変化が生じた場合には見直しを行ってまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式3

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の事務処理が適当であると判断したもの)

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	ごみ減量推進課
報告書ページ	59ページ (4)⑥		区分	意見
意見の内容	<p>⑥委託業務の評価について</p> <p>各パッカー車について1日当たりの稼働状況の報告が行われることにより、委託料の削減につながる。(要約)</p>			
検討内容	<p>委託料は各パッカー車の発生経費の積み上げで算出していますが、委託内容は仕様書により、収集運搬業務の他、苦情対応等業務も定めています。そのため収集運搬業務終了後は、業務報告書の作成や車両のメンテナンス等の収集運搬業務を確実に履行するための業務の他、苦情や問い合わせ対応等の業務を行っており、単にパッカー車での収集運搬業務のみが委託業務の内容ではありません。よって、1日あたりの稼働状況報告により委託料の削減につながるものではありません。</p>			

- (1) 意見の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 検討内容の欄は、改善策について検討したものの、現行の事務処理が適当であると判断した理由、見解等を記載すること。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部		ごみ減量推進課
報告書ページ	59ページ (4)⑦		区 分		指摘
				○	意見
指摘等の内容	<p>⑦書類の綴り込みについて</p> <p>書類の綴り込み誤りがあり、今後留意する必要がある。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>書類を綴る際の確認不足が原因と考えております。綴りに誤りがあった書類については、本来の綴りに綴り直しました。今後は、課内で共通認識を図るとともに、定期的に綴りの確認を行い、再発防止に努めてまいります。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式3

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の事務処理が適当であると判断したもの)

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	ごみ減量推進課
報告書ページ	63ページ (4)①		区分	意見
意見の内容	<p>① 契約形態について</p> <p>契約形態が契約当初より各協業組合との特命随意契約が前提となってしまうっており、業務の客観性、競争性が確保されていない状況が長期間続いている。(要約)</p>			
検討内容	<p>本業務の委託にあたっては、廃棄物処理法施行令第4条に規定する基準において、受託者の能力要件等に加え、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」とされている等、環境保全の重要性及び一般廃棄物の公共性を鑑み、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視すべきものであることが国からも示されています。</p> <p>そのため、本業務は競争性が必要な性質のものではなく、生活環境保全のための確実な業務の履行を重視すべきものであるため、現行の契約形態を継続するものといたします。</p>			

- (1) 意見の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 検討内容の欄は、改善策について検討したものの、現行の事務処理が適当であると判断した理由、見解等を記載すること。

様式3

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の事務処理が適当であると判断したもの)

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	ごみ減量推進課
報告書ページ	66ページ (4)③		区分	意見
意見の内容	<p>③入札結果について</p> <p>過去5年間の落札率98%以上は、特命随意契約が長期間継続していることの弊害と考えられるため、このような状況を改善していくことが望ましい。(要約)</p>			
検討内容	<p>本業務の委託にあたっては、廃棄物処理法施行令第4条に規定する基準において、受託者の能力要件等に加え、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」とされている等、環境保全の重要性及び一般廃棄物の公共性を鑑み、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視すべきものであることが国からも示されています。</p> <p>そのため以上の理由から、本業務は競争性が必要な性質のものではなく、生活環境保全のための確実な業務の履行を重視すべきものであるため、現行の契約形態を継続するものとしたします。</p>			

- (1) 意見の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 検討内容の欄は、改善策について検討したものの、現行の事務処理が適当であると判断した理由、見解等を記載すること。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	ごみ減量推進課
報告書ページ	67ページ (4)④	区分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>④決裁文書（一般発議書）の記載事項の欠如について</p> <p>決裁文書（一般発議書）において、決裁年月日、文書分類記号、保存年限が記載されていない。これら以外にも発議書には空欄が散見されるため、文書事務の経過を明らかにするために相応の記載が必要である。（要約）</p>			
講じた措置の内容	<p>決裁文書の記載事項の欠如については、福島市文書取扱規程により記載事項が定められているものの、当該規程の運用が遵守されておらずでした。記載漏れがあった箇所は改善するとともに、令和4年度からは文書管理システムの運用を開始し、システム上での手続きにおいて決裁文書において記載事項が入力される仕組みとしております。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	ごみ減量推進課
報告書ページ	67ページ(4)⑤	区分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>⑤委託料の積算及び見直しについて</p> <p>委託料の積算は過去から継続してきた算定方法に基づいているが、その算定方法を採用した根拠又は理由の引継が行われていない。経済性及び効率性追求のため、算定方法の根拠又は理由に変化が生じた場合は見直しが必要である。</p>			
講じた措置の内容	<p>廃棄物処理法施行令第4条に基づく民間業者への委託基準に「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。」としていることから、過度の経済性を求めるような競争はできないと解されます。</p> <p>また、環境省通知においても、「市町村が自ら処理を行う場合はもとより、他社に委託して行わせる場合でも、その行為の責任は引き続き市町村が有するものである。」とされ、生活環境の保全上、廃棄物の適正な処理の確保は市町村の極めて重い責任とされております。</p> <p>したがって、経済性及び効率性のみを追求し、算定方法を見直すことでは環境保全の維持を確保することができず、行政としての責任を果たすことはできないと考えます。</p> <p>しかし、ご指摘のように現在の算定方法を採用した根拠又は理由の引継が行われていなかったため、改めて算定方法の確認を行いました。その結果、現時点では算定方法が実態と乖離しているという状況が無いことを確認しました。今後は算定方法の根拠等の引継を行っていくとともに、算定方法の根拠又は理由に変化が生じた場合には見直しを行ってまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式3

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の事務処理が適当であると判断したもの)

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	ごみ減量推進課
報告書ページ	68ページ (4)⑥		区分	意見
意見の内容	<p>⑥委託業務の評価について</p> <p>各パッカー車について1日当たりの稼働状況の報告が行われることにより、委託料の削減につながる。(要約)</p>			
検討内容	<p>委託料は各パッカー車の発生経費の積み上げで算出していますが、委託内容は仕様書により、収集運搬業務の他、苦情対応等業務も定めています。そのため収集運搬業務終了後は、業務報告書の作成や車両のメンテナンス等の収集運搬業務を確実に履行するための業務の他、苦情や問い合わせ対応等の業務を行っており、単にパッカー車での収集運搬業務のみが委託業務の内容ではありません。よって、1日あたりの稼働状況報告により委託料の削減につながるものではありません。</p>			

- (1) 意見の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 検討内容の欄は、改善策について検討したものの、現行の事務処理が適当であると判断した理由、見解等を記載すること。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部		ごみ減量推進課
報告書ページ	69ページ (4) ①	区分	○	指摘	
				意見	
指摘等の内容	<p>① 契約書への再委託条項の記載について</p> <p>全体の調整業務等を委託した組合との契約は準委託契約であり、契約書約款等で再委託の扱いについて何らかの記載が必要である。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>今後、災害等、急を要する状況においても契約内容を精査し、必要な場合は記載を行います。</p> <p>なお、令和3年2月福島県沖地震の災害対応においては、入札方式にて契約しており、再委託条項については適用がありません。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式3

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の事務処理が適当であると判断したもの)

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	ごみ減量推進課
報告書ページ	70ページ (4)②		区分	意見
意見の内容	<p>②支払い内容について</p> <p>請求書内訳に記載がなく、支払いもしていない残渣について、今後は支払いを検討すべきである。(要約)</p>			
検討内容	<p>北東物産への災害廃棄物受け入れは金属等の持ち込みであり、有価物となるものであります。災害廃棄物の処理費から有価物として処理できた売上金額を差し引いて市に請求をいただいています。受け入れ時に有価物とならないダスト(土やほこり等)は、一定程度蓄積された段階で処分しており、どの産廃事業者からの搬入であっても請求しているものではないため、あらためて支払いの検討は不要と考えます。</p>			

- (1) 意見の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 検討内容の欄は、改善策について検討したものの、現行の事務処理が適当であると判断した理由、見解等を記載すること。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部		ごみ減量推進課
報告書ページ	72ページ (4)①	区分		指摘	
			○	意見	
指摘等の内容	<p>① 落札率について</p> <p>落札率100%であることは異常な状況であることを認識し、独自に設計積算ができるようにしておくことが望まれる。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>災害廃棄物処理事業における「被災家屋等解体処理事業」は、環境省の補助事業であり、生活環境の支障となっているものを面的に除去することで被災地の迅速な復旧を図るものであります。そのため、緊急随意契約で業務委託により業務を進めてまいりました。</p> <p>令和3年2月福島県沖地震の災害対応においては、業務委託として専門業者へ現場管理とあわせて発注することとし、適正かつ迅速な対応ができるように改善いたしました。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	ごみ減量推進課
報告書ページ	73ページ (4)②	区分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>②決裁文書（一般発議書）の記載事項の欠如について</p> <p>決裁文書（一般発議書）において、決裁年月日、文書分類記号、保存年限が記載されていない。これら以外にも発議書には空欄が散見されるため、文書事務の経過を明らかにするために相応の記載が必要である。 （要約）</p>			
講じた措置の内容	<p>決裁文書の記載事項の欠如については、福島市文書取扱規程により記載事項が定められているものの、当該規程の運用が遵守されておりませんでした。記載漏れがあった箇所は改善するとともに、令和4年度からは文書管理システムの運用を開始し、システム上での手続きにおいて決裁文書において記載事項が入力される仕組みとしております。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部		ごみ減量推進課
報告書ページ	76ページ (4) ①	区分	○	指摘	
				意見	
指摘等の内容	<p>① 決裁年月日の記載事項の欠如について</p> <p>決裁文書（一般発議書）において、決裁年月日が記載されていない。 （要約）</p>				
講じた措置の内容	<p>決裁文書の記載事項の欠如については、福島市文書取扱規程により記載事項が定められているものの、当該規程の運用が遵守されておりました。記載漏れがあった箇所は改善するとともに、令和4年度からは文書管理システムの運用を開始し、システム上での手続きにおいて決裁文書において記載事項が入力される仕組みとしております。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	ごみ減量推進課
報告書ページ	76ページ (4)②	区分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>②令和2年度の負担率の誤表記について</p> <p>令和元年度実績の福島市清掃事業概要における伊達地方衛生処理組合への福島市の負担金割合の算定が誤っていた。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>清掃事業概要の作成時において、当該数値の確認漏れに起因するものです。該当部分は、速やかに修正するとともに今後は誤りのないように十分に確認するように改善いたしました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	ごみ減量推進課
報告書ページ	79ページ	(4) ①	区分	指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>① 委託業者選定プロセスについて</p> <p>無償取引であっても少額取引の随意契約に該当するため、委託業者選定のプロセスを遵守すべきである。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>本事業は、使用済小型家電のリサイクルを推進するため専門業者に処理を委託するもので、市内には国の認定を受けた事業者がないことから現在の業者と随意契約しております。</p> <p>今年度より契約書に概要書を追加し、業者選定の理由を記載することといたしました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部		廃棄物対策課
報告書ページ	85ページ (4)①		区分	○	指摘
					意見
指摘等の内容	<p>① 決裁年月日の未記入について 決裁文書（一般発議書）において、決裁年月日が記載されていない。（要約）</p>				
講じた措置の内容	<p>決裁文書の記載事項の欠如については、福島市文書取扱規程により記載事項が定められているものの、当該規程の運用が遵守されておりませんでした。記載漏れがあった箇所は改善するとともに、令和4年度からは文書管理システムの運用を開始し、システム上での手続きにおいて決裁文書において記載事項が入力される仕組みとしております。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部		廃棄物対策課
報告書ページ	88ページ (4)①		区 分	○	指摘
					意見
指摘等の内容	① 決裁年月日の未記入について 決裁文書（一般発議書）において、決裁年月日が記載されていない。（要約）				
講じた措置の内容	決裁文書の記載事項の欠如については、福島市文書取扱規程により記載事項が定められているものの、当該規程の運用が遵守されておりました。記載漏れがあった箇所は改善するとともに、令和4年度からは文書管理システムの運用を開始し、システム上での手続きにおいて決裁文書において記載事項が入力される仕組みとしております。				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部		廃棄物対策課
報告書ページ	91ページ (4)①		区 分	○	指摘
					意見
指摘等の内容	<p>① 積算書について 積算書の作成にあたり、見積書を徴取しているが、見積書の記載内容を検討したかどうか不明である。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>プロポーザル実施要領で上限金額を示しており、この額の中で一番良い手法を提示した業者と随意契約を行った経緯から、同社の見積より契約金額を決定しました。 今後同様の選定を行うにあたっては、見積内容を精査しながら進めます。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	廃棄物対策課
報告書ページ	91ページ (4)②	区分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	②委託事業者選定委員会について 委託事業者選定委員会のメンバーに外部有識者が含まれておらず、実施取扱要綱に反している。(要約)			
講じた措置の内容	他市での同様のプロポーザル手法を参考にして進めてしまい、市の実施取扱要綱が遵守されなかった結果となりました。 今後同様の選定を行うにあたっては、要綱に従い進めます。			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部		廃棄物対策課
報告書ページ	92ページ (4)③		区分	○	指摘
					意見
指摘等の内容	<p>③決裁年月日の未記入 について 決裁文書（一般発議書）において、決裁年月日が記載されていないものが散見された。（要約）</p>				
講じた措置の内容	<p>決裁文書の記載事項の欠如については、福島市文書取扱規程により記載事項が定められているものの、当該規程の運用が遵守されておりました。記載漏れがあった箇所は改善するとともに、令和4年度からは文書管理システムの運用を開始し、システム上での手続きにおいて決裁文書において記載事項が入力される仕組みとしております。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部		廃棄物対策課
報告書ページ	92ページ (4)④		区 分		指摘
				○	意見
指摘等の内容	<p>④変更契約の可否について 業務報告書の実績と積算時の数値に相違がある。業務報告書の実績評価を実施し、今後は変更契約が可能となるように検討する必要がある。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>今後同様の業務を行うにあたっては、変更契約の条項などについて契約担当部署に確認をしながら進めます。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	あぶくまクリーンセンター
報告書ページ	98ページ (4)②	区分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	②決裁年月日の未記入について 決裁文書（一般発議書）において、決裁年月日が記載されていないものが散見された。（要約）			
講じた措置の内容	決裁文書の記載事項の欠如については、福島市文書取扱規程により記載事項が定められているものの、当該規程の運用が遵守されておりませんでした。記載漏れがあった箇所は改善するとともに、令和4年度からは文書管理システムの運用を開始し、システム上での手続きにおいて決裁文書において記載事項が入力される仕組みとしております。			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	あぶくまクリーンセンター
報告書ページ	103ページ (4) ①	区分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>① 消耗品費について</p> <p>財務規則に則って判断すれば3万円以上、かつ、比較的長期である物品については備品として計上することが原則である。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>施設設備用として購入した部品が3万円を超える場合でも、部品であれば消耗品として取扱うことになっています。</p> <p>今後においても、財務規則に基づき備品と消耗品の区別のもとに適切な事務処理を行います。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	あぶくまクリーンセンター
報告書ページ	108ページ (4)②	区分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>②決裁文書（一般発議書）の記載事項の欠如について</p> <p>決裁文書（一般発議書）において、決裁年月日、文書分類記号、保存年限が記載されていない。これら以外にも発議書には空欄が散見されるため、文書事務の経過を明らかにするために相応の記載が必要である。（要約）</p>			
講じた措置の内容	<p>決裁文書の記載事項の欠如については、福島市文書取扱規程により記載事項が定められているものの、当該規程の運用が遵守されておりませんでした。記載漏れがあった箇所は改善するとともに、令和4年度からは文書管理システムの運用を開始し、システム上での手続きにおいて決裁文書において記載事項が入力される仕組みとしております。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	あぶくまクリーンセンター
報告書ページ	113ページ (4)①	区分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>① 申請時の適用条文について</p> <p>工事（委託）概要書に記載している施工理由の適用条文が誤った記載となっている。（要約）</p>			
講じた措置の内容	<p>施工理由の適用条文の誤った記載については、本来記載すべき適用条文の誤読と確認不足によるものです。</p> <p>令和4年度からは、工事（委託）概要書の作成にあたり、適用する法令条文が適切であるか再確認を徹底し、根拠資料として適用する法令条文の写しを添付することにしました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	あぶくまクリーンセンター
報告書ページ	113ページ (4)②	区分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	②決裁年月日の未記入について 決裁文書（一般発議書）において、決裁年月日が記載されていない。（要約）			
講じた措置の内容	決裁文書の記載事項の欠如については、福島市文書取扱規程により記載事項が定められているものの、当該規程の運用が遵守されておりました。記載漏れがあった箇所は改善するとともに、令和4年度からは文書管理システムの運用を開始し、システム上での手続きにおいて決裁文書において記載事項が入力される仕組みとしております。			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	あぶくまクリーンセンター
報告書ページ	115ページ (4)①	区分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>① 月別報告書について</p> <p>令和2年4月1日以降1年間の浸出水処理施設管理業務報告書を閲覧したところ、機器の故障により令和2年8月12日から令和2年9月30日まで浸出水調整池貯留量の記載が全く変動していなかった。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>管理業務を委託する業者から、機器の故障により浸出水調整池の貯留量を計測できなくなったと口頭で報告を受けていましたが、成果品である管理業務報告書の計測不能期間中の計測欄を直前に計測できた値と同値とした書面を受理したことは、発注者として確認不足でした。</p> <p>今後、同様に機器の故障により計測できない事案が発生した場合は、計測値を記入する欄は空欄とし、計測できなかった理由を付記することに事務取扱を見直しました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	あぶくまクリーンセンター
報告書ページ	116ページ (4)②	区分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	②決裁年月日の未記入について 決裁文書（一般発議書）において、決裁年月日が記載されていない。（要約）			
講じた措置の内容	決裁文書の記載事項の欠如については、福島市文書取扱規程により記載事項が定められているものの、当該規程の運用が遵守されておりました。記載漏れがあった箇所は改善するとともに、令和4年度からは文書管理システムの運用を開始し、システム上での手続きにおいて決裁文書において記載事項が入力される仕組みとしております。			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	あぶくまクリーンセンター
報告書ページ	119ページ (4)①	区分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>① 決裁文書（一般発議書）の記載事項の欠如について</p> <p>決裁文書（一般発議書）において、決裁年月日、文書分類記号、保存年限が記載されていない。これら以外にも発議書には空欄が散見されるため、文書事務の経過を明らかにするために相応の記載が必要である。（要約）</p>			
講じた措置の内容	<p>決裁文書の記載事項の欠如については、福島市文書取扱規程により記載事項が定められているものの、当該規程の運用が遵守されておりませんでした。記載漏れがあった箇所は改善するとともに、令和4年度からは文書管理システムの運用を開始し、システム上での手続きにおいて決裁文書において記載事項が入力される仕組みとしております。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	あぶくまクリーンセンター
報告書ページ	122ページ (4)①	区分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>① 決裁文書（一般発議書）の記載事項の欠如について</p> <p>決裁文書（一般発議書）において、決裁年月日、文書分類記号、保存年限が記載されていない。これら以外にも発議書には空欄が散見されるため、文書事務の経過を明らかにするために相応の記載が必要である。（要約）</p>			
講じた措置の内容	<p>決裁文書の記載事項の欠如については、福島市文書取扱規程により記載事項が定められているものの、当該規程の運用が遵守されておりました。記載漏れがあった箇所は改善するとともに、令和4年度からは文書管理システムの運用を開始し、システム上での手続きにおいて決裁文書において記載事項が入力される仕組みとしております。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	あぶくまクリーンセンター
報告書ページ	123ページ (4)②	区分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	②随意契約締結に係る理由について 特命随意契約となっているが、随意契約を適用する理由と条文の解釈が一致していない。(要約)			
講じた措置の内容	随意契約の適用号に対する適用する理由の説明が不十分でありました。 今後は、地方自治法及び同法施行令、福島市財務規則及び福島市随意契約ガイドライン等に基づき、契約方法の種別を判断するとともに、随意契約を選択する場合には、契約の内容と随意契約の理由に対する地方自治法施行令の要件を照合精査したうえで、契約に係る事務処理を行います。			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式3

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の事務処理が適当であると判断したもの)

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	あぶくまクリーンセンター
報告書ページ	126ページ (4)①		区分	意見
意見の内容	<p>① 旧あぶくまクリーンセンター破砕工場除却処理について</p> <p>旧あぶくまクリーンセンター破砕工場について保存状況も良好とはいいがたい点から、周囲への影響も十分に配慮し、早期の解体が望まれる。</p>			
検討内容	<p>解体工事に着手するまでは、職員が見回りを行い、当該建物の状態を確認するとともに、市民が誤って敷地内に立ち入らないよう安全管理を継続します。</p> <p>また、当該建物は、固定資産台帳において簿価1円資産で管理しておりますが、令和5年度に解体撤去工事に着手することや工事契約の中で有価物の売却を見込む計画であることから、現状の備忘価格のまま管理し、固定資産台帳からの除却処理は工事完了後に行います。</p>			

- (1) 意見の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 検討内容の欄は、改善策について検討したものの、現行の事務処理が適当であると判断した理由、見解等を記載すること。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	あぶくまクリーンセンター
報告書ページ	128ページ (4)③	区分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>③備品の標識貼り付け未了について</p> <p>現地視察で確認した作業用車両や、場内で使用されている備品には標識は付されていないかった。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>保管管理する備品台帳及び固定資産台帳に登録した備品の所在と備品標識の貼付状態を再確認し、備品標識が欠落している備品については、福島市財務規則に基づき備品標識の貼付を行いました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	あぶくまクリーンセンター
報告書ページ	129ページ (4)④	区分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>④台帳に登載されている財産の管理について</p> <p>現地視察に際して、監査人は所管課より事前に固定資産台帳を入手し、サンプル抽出した備品の管理状況を現地で確認したところ、場内の担当者からは現物は場内にはなく、事実上、所在不明となっていた。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>保管管理する備品台帳及び固定資産台帳に登録した備品の所在と備品標識の貼付状態を再確認し、既に廃棄処分されて現物が確認できない備品については、福島市財務規則に基づき適切な処理を行いました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	あらかわクリーンセンター
報告書ページ	135ページ (4)①	区分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>① 決裁年月日の未記入について 決裁文書（一般発議書）において、決裁年月日が記載されていないものが散見された。（要約）</p>			
講じた措置の内容	<p>決裁年月日の未記入については、福島市文書取扱規程により記載事項が定められているものの、当該規程の運用が遵守されておりました。記載漏れがあった箇所は改善するとともに、令和4年度からは文書管理システムの運用を開始し、システム上での手続きにおいて決裁文書において決裁年月日が入力される仕組みとしております。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	あらかわクリーンセンター
報告書ページ	136ページ (4)③	区分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>③委託業者に対する追加費用分の契約について 委任契約について、追加発生費用が生じた場合、契約手続の恣意性の排除のため、また、経済性・効率性をより追求するためにも、新規契約に準じた契約手続に基づき、特記仕様書、設計図書及び委託概要書等の書類を作成するよう要望する。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>今後、本契約に定めのない事項として生ずる追加費用については、福島市の財務規則等を適用し、契約事務に係る留意事項に準拠し、事務処理を行います。委託契約を締結するために必要な場合は、仕様書等の書類を作成するとともに、かかる規則等がない場合は、委託業者と別途協議してまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	あらかわクリーンセンター
報告書ページ	138ページ (4)①	区分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>① 決裁年月日の未記入 について 決裁文書（一般発議書）において、決裁年月日が記載されていないものが散見された。（要約）</p>			
講じた措置の内容	<p>決裁年月日の未記入については、福島市文書取扱規程により記載事項が定められているものの、当該規程の運用が遵守されておりました。記載漏れがあった箇所は改善するとともに、令和4年度からは文書管理システムの運用を開始し、システム上での手続きにおいて決裁文書において決裁年月日が入力される仕組みとしております。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	あらかわクリーンセンター
報告書ページ	139ページ (4)②	区分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>②随意契約のあり方 について 随意契約の締結に当たり、「競争入札に付することが不利と認められるとき」の理由について、現存する書類のみでは説明が不十分である。理由の明確化が必要である。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を根拠として随意契約を締結しているが、「競争入札に付することが不利と認められるとき」の理由について、同施行令や福島市随意契約ガイドラインに照らし、令和4年度より契約理由を明確化しました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	あらかわクリーンセンター
報告書ページ	146ページ (4)③	区分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>③決裁文書（一般発議書）の記載事項の欠如 について 決裁文書（一般発議書）において、決裁年月日、文書分類記号、保存年限が記載されていない。これら以外にも発議書には空欄が散見されるため、文書事務の経過を明らかにするために相応の記載が必要である。（要約）</p>			
講じた措置の内容	<p>決裁文書の記載事項の欠如については、福島市文書取り扱い規定により記載事項が定められているものの、当該規定の運用が遵守されておりました。記載漏れがあった箇所は改善するとともに、令和4年度からは文書管理システムの運用を開始し、システム上での手続きにおいて決裁文書において記載事項が入力される仕組みとしております。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	あらかわクリーンセンター
報告書ページ	147ページ (4)④	区分		指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>④入札結果について 過去3年間の落札率概ね99%は、特命随意契約が長期間継続していることの弊害と考えられるため、このような状況を改善していくことが望ましい。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>特命随意契約が長期間継続していることの弊害とのご意見を受け、委託料の積算、契約形態等について検証します。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部		あらかわクリーンセンター
報告書ページ	148ページ (4)⑥	区分		指摘	
			○	意見	
指摘等の内容	<p>⑥業務のコスト管理について あぶくまクリーンセンターの焼却工場の焼却残渣を積込み、金沢第二処分場に運搬する業務が含まれている。市内部では別の組織であり、クリーンセンター毎の収益性把握のためには、あらかわクリーンセンターにおいて内部的に運搬のコストを算出することが望ましい。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>あぶくまクリーンセンター焼却工場の焼却残渣を運搬するコストを延べ走行距離から算出し、センター毎の収益性を把握しました。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	あらかわクリーンセンター
報告書ページ	150ページ (4)①	区分		指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>① 見積徴収について</p> <p>発注予定者1者からのみ参考見積書を徴収しているが、契約段階で提示された見積書との比較では落札率が99.8%となっている。参考見積書においても、従前と金額が変動しており、他の作業員との賃金単価の違いについては、質問して回答を得ておく必要がある。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>他の作業員との賃金単価の違いについては、受注者に質問し、専門的知識及び技術を伴う整備内容の差異によるものであると回答を得ております。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	あらかわクリーンセンター
報告書ページ	152ページ (4)①	区分		指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>① 見積徴収について</p> <p>発注予定者1者からのみ参考見積書を徴収しているが、契約段階で提示された見積書との比較では落札率が99.59となっている。参考見積書においても、従前と金額が変動しており、他の作業員との賃金単価の違いについては、質問して回答を得ておく必要がある。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>他の作業員との賃金単価の違いについては、受注者に質問し、専門的知識及び技術を伴う整備内容の差異によるものであると回答を得ております。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	あらかわ クリーンセンター
報告書ページ	155ページ (4)①	区分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>① 随意契約の理由記載について</p> <p>長期間の特命随意契約となっている。随意契約の締結に当たり、「競争入札に付することが不利と認められるとき」を根拠として特命随意契約を締結しているが、市民への説明責任を果たしているかは疑問が残る。長期継続契約を理由に、随意契約とする合理的な理由を省略できるということにはならず、契約の都度、説明責任を含む随意契約とする確認事項に留意し、具体的、かつ、詳細な合理的理由を明示するよう検討されたい。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>令和4年度の業者選定理由には、「業務の継続性・安定的な業務遂行」に関するものを新たに理由として付記しました。</p> <p>今後も、地方自治法施行令、福島市財務規則及び福島市随意契約ガイドライン等に基づき業者を選定するとともに、随意契約とすることについて、具体的かつ合理的な理由を明示します。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部		あらかわクリーンセンター
報告書ページ	157ページ (4)②		区分	○	指摘
					意見
指摘等の内容	②決裁文書（一般発議書）の記載事項の欠如 について 決裁文書（一般発議書）において、決裁年月日が記載されていないものが散見された。（要約）				
講じた措置の内容	決裁文書の記載事項の欠如については、福島市文書取り扱い規定により記載事項が定められているものの、当該規定の運用が遵守されておりました。記載漏れがあった箇所は改善するとともに、令和4年度からは文書管理システムの運用を開始し、システム上での手続きにおいて決裁文書において記載事項が入力される仕組みとしております。				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	あらかわ クリーンセンター
報告書ページ	157ページ (4)③	区分		指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>③委託先の財務的安定性の確認について</p> <p>委託先の決算書は場内の担当課では入手していない。長期安定的に業務を行う財務的安定性に問題がないことを確認すると共に、保証した適正な委託金額の積算資料としても活用する点も考慮し、組合の決算書を手に入れることが望まれる。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>委託金額の積算資料を徴取する際には、委託業者に決算書提出の協力を求め、委託先の財務的安定性の確認を行います。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	あらかわクリーンセンター
報告書ページ	159ページ (4)①	区分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>① 決裁文書（一般発議書）の記載事項の欠如 について 決裁文書（一般発議書）において、決裁年月日、文書分類記号、保存年限が記載されていない。これら以外にも発議書には空欄が散見されるため、文書事務の経過を明らかにするために相応の記載が必要である。（要約）</p>			
講じた措置の内容	<p>決裁文書の記載事項の欠如については、福島市文書取り扱い規定により記載事項が定められているものの、当該規定の運用が遵守されておりました。記載漏れがあった箇所は改善するとともに、令和4年度からは文書管理システムの運用を開始し、システム上での手続きにおいて決裁文書において記載事項が入力される仕組みとしております。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	あらかわクリーンセンター
報告書ページ	161ページ (4)①	区分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>① 備品台帳から抽出した備品の管理状況 について 事前に入手していた備品台帳から無作為に抽出した備品の現物実査において、抽出した備品は全て場内から処分したか又は所在不明のため現物実査は実施できなかった。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>ご指摘を受けた備品については、令和4年3月10日付けで備品台帳より削除、除却手続きを行いました。 今後は、定期的に固定資産台帳及び備品台帳に伴い棚卸を実施し、財務規則第245条に基づき適切に対応してまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式3

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の事務処理が適当であると判断したもの)

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	財務部	管財課
報告書ページ	161ページ (4)②		区分	意見
意見の内容	<p>②備品計上金額基準の改定による備品管理について</p> <p>3万円未満の備品について、備品の品名、所在場所、規格又は形態及び数量を記載した管理簿を作成し、定期的に棚卸を実施することで市の財産の適切に管理することを要望する。(要約)</p>			
検討内容	<p>備品計上金額基準は、昭和61年福島市財務規則改正時には1万円としていたものを、改正当時と比較して物価が変動していること、電気機器製品等の生産効率の向上から製品が安価となってきていること、令和元年10月からの消費税増税等の経済情勢の変化等に鑑み、令和2年4月1日付改正により基準額を3万円としたものです。</p> <p>本改正により新基準に満たない物品を消耗品とする分類換えを行ったところ、備品登録件数は改正前に比して約6割減少しましたが、今般消耗品に分類換えとなったこれらの物品についても、他の消耗品と同様に財務規則等に則ったこれまでの管理を継続し、適正な物品管理に努めてまいります。</p>			

- (1) 意見の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 検討内容の欄は、改善策について検討したものの、現行の事務処理が適当であると判断した理由、見解等を記載すること。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和3年度	対象部局等	環境部	あらかわクリーンセンター
報告書ページ	161ページ (4)③	区分	○	指摘
				意見
指摘等の内容	<p>③標識の添付漏れ について</p> <p>ストックヤード棟用監視カメラについては、性質、形状等は標識を付することが可能な状況であるにも関わらず、標識が付されていなかった。 (要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>標識が付されていない理由としては、性質、形状等が標識を付することが可能な状況ではないとの判断していたためです。</p> <p>ご指摘を受け、本体へ標識を付しました。</p> <p>今後は、標識の貼付漏れのないよう適切に対処してまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。